

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(シ)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第五百九十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 豊川歯科医院 所在地 鳥取市古海七一六一 申出の受理の年月日 平成三年七月三十一日

鳥取県告示第五百九十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三 橋 豊	鳥国医第四、三三二号	平成三年七月十日
梶 野 大	鳥国医第四、三三三号	〃

綿谷 芙美	鳥国葉第七八三号	平成三年七月四日
奥山 礼子	鳥国葉第七八四号	平成三年七月十日

鳥取県告示第五百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月十七日 鳥取県指令受都計三十三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市秋喜字島田前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム株式会社

代表取締役 金澤泰治

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】